

項目	案	指摘・質問事項	対応方針案
<b>対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全ての営業者（営業許可対象事業者、届出対象事業者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リスクから考えれば給食施設（準用施設）も対象に含めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 給食施設等の準用施設の取扱いについては、食品の営業規制に関する検討会で検討する必要がある。</li> </ul>
<b>資格要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各都道府県知事等が実施する養成講習会の受講修了者とする。</li> <li>➤ 受講免除の要件は、現行と同様とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 養成講習会の受講が免除されるのは、食品衛生監視員・食品衛生管理者を取得するための要件を満たす者や一定の資格を有する者（栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士）等とする。</li> </ul>
<b>養成講習会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行同様、厚生労働省が標準的なプログラムを示す。</li> <li>➤ いずれかの自治体で養成講習会を受講し修了した者は、他の自治体でも食品衛生責任者として認められることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象業種を届出業種にまで増やした場合、受講者が増加し自治体が対応できるのか。</li> <li>➤ 現在のような教室型のやり方で講習会を実施し続けてよいのか。</li> <li>➤ 最初の養成講習会については、ある意味資格要件なので、e-ラーニングだけで対応するのは、なかなか難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 講習会の方式は、教室型その他、e-ラーニングによる受講を可能とするなど、受講機会を確保することで受講しやすい環境を提供する。</li> <li>➤ e-ラーニングの受講については、営業許可の申請・交付時、届出時及び立入検査の機会に確認する。</li> <li>➤ 講習中や修了時に理解度を確認する。</li> </ul>
<b>実務講習会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 食品衛生に関する知識のアップデートを図るため、定期的な講習会の受講についても規定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受講のタイミング（年に1回なのか、更新時なのか等）をどうするのか。</li> <li>➤ 現在のような教室型のやり方で講習会を実施し続けてよいのか。</li> <li>➤ e-ラーニング等を活用できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一定の期間に1回（例えば、5年に1回）受講することを定める。ただし、食品衛生監視員による監視指導の結果を踏まえ、衛生管理が良好な施設については講習会の受講を免除できる等、弾力的な運用を検討する。</li> <li>➤ 講習会の方式は、教室型その他、e-ラーニングによる受講を可能とするなど、受講機会を確保することで受講しやすい環境を提供する。</li> </ul>
<b>その他</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 養成講習会、実務者講習会を受講しなければいけないことを啓発していくことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制度改正の説明会等の機会に、食品衛生責任者の設置・講習会の受講の必要性についても併せて周知を行う。</li> </ul>